



消費生活サポーターだより No.89

令和8年8月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。毎日暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。
今月は「災害に便乗した悪質商法に注意」を掲載しました。皆様の活動の参考にご覧ください。



知っておきたい役立つ情報

◎災害に便乗した悪質商法に注意

令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意が必要です。

【工事、建築に関するトラブル】

- ◆ 屋根の無料点検後、このまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた。

【気を付けるポイント】

- ☑ 修理工事の契約にあたっては、工事の必要性、適正な内容かなど、慎重に判断しましょう。
- ☑ 契約を迫られてもその場では決めず、複数の事業者から見積もりを取って比較検討しましょう。

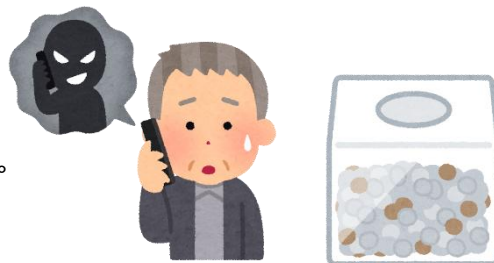


【「保険金」を口実にした勧誘トラブル】

- ◆ 業者が来訪し、損害保険を使って無料で設備の修理ができる、経年劣化で壊れたものも対象と言われた。
- ◆ 「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続きの代行と住宅修理を依頼してしまった。

【気を付けるポイント】

- ☑ まずはご自身で、加入している保険会社や保険代理店に相談しましょう。
- ☑ 保険金の請求は、加入者自身で行うことが基本です。手続きで困った時は、保険会社等に相談しましょう。
- ☑ 経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。



【寄付金、義援金に関するトラブル】

- ◆ ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。
- ◆ 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。

【気を付けるポイント】

- ☑ 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。また、金銭を要求されても支払わないでください。
- ☑ 公的機関が電話や訪問等で義援金を求めることはありません。
- ☑ 寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターのサイトをご覧ください。

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html



長野県からのお知らせ

◎令和 8 年度消費者大学を開校します

デジタル化やグローバル化、高齢化、消費者被害の複雑化など、私たちを取り巻く消費の環境が急速に変化する中、安心・安全な暮らしの実現のために「消費者力」を高めることを目的とした講座を実施します。

日程等	【オンライン講座】 10月17日(土)、11月21日(土) 【対面講座】 10月31日(土) (松本合同庁舎内 203号会議室を予定) 午前・午後各1講座、計6講座 (受講者限定でオンデマンド配信(録画配信)も実施)
対象者	18歳以上で長野県内に在住の方(定員100名になり次第締切)
講座の内容	・消費者問題の基礎知識 ・悪質商法の実態や被害の状況 ・人生100年時代 ・最近の消費者被害の傾向と対策 ・インターネット・SNS等の消費者問題と注意点 ・エシカル消費 など
受講料	無料 (会場までの交通費・通信に要する費用は受講者負担となります。)
その他	申込方法や詳細については、9月上旬ごろに下記ホームページ(長野県消費生活情報サイト)へ掲載します。 https://www.nagano-shohi.net/

◎周囲に借金問題でお困りの方がいたら…多重債務相談会をご案内ください。

長野県では、「クレジットカードやローンの支払いが困難」などの借金問題にお困りの方を対象に、弁護士・司法書士による無料相談会を県内4カ所で実施します。

相談は完全予約制です。相談内容等に関する秘密は守られますので、安心してご相談ください。

日時	11月11日(水) 10:00~17:00	11月12日(木) 10:00~17:00	11月26日(木) 10:00~17:00	12月2日(水) 10:00~17:00
場所	飯田合同庁舎	上田合同庁舎	長野県庁	松本合同庁舎
予約開始	10月1日(木) 予定			
申込期限	11月9日(月)	11月10日(火)	11月24日(火)	11月30日(月)



ご予約は、相談者(契約者)本人から長野県消費生活センター(0263-40-3660)へご連絡ください。

※ご予約は、上記申込期限までの土日祝日を除く8:30~17:00にお願いします。

※お急ぎの方には弁護士会のクレサウ無料法律相談等をご案内しますので、ご相談ください。

◎関東甲信越ブロックが共同で高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間を実施します！

9月は関東甲信越ブロックの1都9県6政令市及び国民生活センターが共同で、**高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間**を実施します。センターでは、見守りの大切さや相談窓口の周知を図るため、高齢者悪質商法被害防止のリーフレット・ポスターを作成し、高齢者関連施設や市町村等に配布します。

詳細やリーフレット・ポスターは下記ホームページ(長野県消費生活情報サイト)に9月上旬ごろに掲載します。地域での見守りや、周囲の方への声掛け等にぜひご活用ください。<https://www.nagano-shohi.net/>



長野県消費生活センター 担当：西村・湊谷
電話：0263-87-7270 FAX: 0263-40-3701
Eメール：c-shohi@pref.nagano.lg.jp



発行 長野県消費生活センター